

新しい法律のご紹介（第6回）

消費者契約法－悪徳商法は根絶できるか

2000年10月

神戸市中央区元町通7丁目1番2

ネオアージュ神戸元町1階103号室

宮内法律事務所

TEL 078-341-5005

FAX 078-371-1650

E-mail miyauchi@pure.ne.jp

国民生活に重要な影響を及ぼすと思われる新しい法律を、できるだけ易しい言葉で紹介するコーナーです。第6回は「消費者契約法」です。

消費者契約法は、2000年4月に成立し、来年の4月から施行されます。なお、この法律と同時に、金融商品販売法も成立しました。

消費者と事業者の間には情報量を初めとして、多くの格差があり、新しい取引形態（例えばインターネットによる取引）が出現し、高齢化社会が進むため、これまで以上の契約上のトラブルが見込まれます。現に全国消費者センターの相談件数もここ10年で数倍にも増えています。皆さんも、催眠商法、霊感商法等、新聞等でお聞きになったことも多いでしょう。このような事態に対して、消費者保護を旗印に立法の準備は始まりました。

でき上がった法律を少し詳しく見てみましょう。まず、事業者は「契約に内容が消費者にとって明確かつ平易なものになるように配慮」し、「契約の内容について必要な情報を提供するように努める」（法3条）が決められました。しかし、一方では、消費者も、「事業者から提供された情報を活用し、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容について努めること」（同条）も定められました。いわゆる、今はやりの「リタラシー」（理解能力）を求められたのです。

法律は、事業者が、契約の重要事項について事実を異なることを告げたり、将来における変動が不確実な事項につき断定的判断を加えたり、消費者に不利となる事実を故意に告げない場合は、消費者は契約を取り消せるとしました（4条）。事業者の債務不履行の免除等を内容としたいわゆる不当条項は一律に無効としました（8、9条）。

また、一般条項として、（一定の）「消費者の利益を一方的に害するもの」も無効としました（10条）。

これで、消費者は守られ、悪徳商法は根絶されるのでしょうか。残念ですが、NOと答えざるを得ません。それは、この法律が準備の過程で、事業者からの要望を入れ、事業者の情報提供義務を法的義務ではなく努力目標としたこと、取消できる範囲を狭め、不当条項も限定し、比較法的にもずいぶん見劣りするものになったからです。

でも、我々法律家は、出来上がった法律を第三者的に批判するだけではなく、この法律を上手く使い、できるだけ、消費者が被害に合わないよう、法律の適用の場面では、より実態に沿った解決のため努力したいと考え、施行に備え、研鑽をしています。

しかし、そのためには、まず、消費者が賢くならなければなりません。契約の中身を理解し、十分でない場合は積極的に説明を求め、安易な判断で契約を結ばない、したたかで、逞しい（たくましい）消費者こそ、悪徳業者を排除する最大の武器なのです。